別　紙

住宅用防災警報器の補助警報装置及び中継装置の技術基準

制定　平成２６年３月１７日

目　次

（趣旨）

第１条　この基準は、住宅用防災警報器に接続する補助警報装置及び中継装置に係る構造、性能等について定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　補助警報装置　住宅用防災警報器又は中継装置から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信して、補助的に火災警報を発する装置をいう。

二　中継機能付補助警報装置　次号に規定する中継装置の機能を有する補助警報装置をいう。

三　中継装置　住宅用防災警報器又は中継装置から発せられた火災信号を受信し他の中継装置又は補助警報装置に火災信号を発信するもの、及び、通話装置、防犯設備等（以下「防犯設備等」という。）から発信された信号（以下「防犯関連等信号」という。）を受信し住宅用防災警報器、他の中継装置又は補助警報装置に発信するものをいう。

四　住宅用防災警報器　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成１７年１月２５日総務省令第１１号。以下「住警器規格省令」という。）第２条第１号に規定するものをいう。

（構造及び機能）

第３条　補助警報装置又は中継装置の構造及び機能は、次に定めるところによる。
一　確実に作動し、かつ、取扱い及び附属部品の取替えが容易にできること。
二　住宅用防災警報器及び中継装置又は補助警報装置に接続した場合、住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのある機能を設けないこと。
三　取付け及び取り外しが容易にできる構造であること。
四　耐久性を有すること。
五　水滴が侵入しにくいこと。
六　ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。
七　通常の使用状態において、温度の変化によりその外箱が変形しないこと。
八　配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
九　無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。
十　部品は、機能に異常を生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
十一　充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
十二　定格電圧が６０ボルトを超える補助警報装置及び中継装置の金属製外箱には、接地端子を設けること。
十三　電源に電池以外から供給される電力を用いるものの主電源回路には、ヒューズ、ブレーカその他の保護装置を設けること。
十四　電源に電池を用いるものにあっては、次によること。
イ　電池の交換が容易にできること。ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものにあっては、この限りでない。
ロ　有効に作動できる電圧の下限値となったことを７２時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を７２時間以上音響により伝達することができること。
十五　電源変圧器は、電気用品の技術上の基準を定める省令　（昭和３７年通商産業省令第８５号）別表第六　２に規定するベル用変圧器と同等以上の性能を有するものであり、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであること。

（附属装置）
第４条　補助警報装置及び中継装置には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならない。

（補助警報装置の機能）
第５条　補助警報装置の機能は、次の各号に定めるところによる。
一　火災警報は、次によること。
イ　警報音（音声によるものを含む。以下同じ。）により火災警報を発するものにおける音圧は、次に掲げる電源の供給方式の区分に応じ、当該各号に定める電圧の値において、無響室で警報部の中心から前方１メートル離れた地点で測定した値が、７０デシベル（音圧を５デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧。以下「公称音圧」という。）以上であり、かつ、その状態を１分間以上継

続できるものであること。

（イ）電源に電池を用いる方式　有効に作動できる電圧の下限値

（ロ）電源に電池以外から供給される電力を用いる方式　電源の電圧が定格電圧の９０パーセント以上１１０パーセント以下の値

ロ　火災警報は、その他の警報と識別でき、かつ、その他の警報より優先して発するものであること。

ハ　警報音以外により火災警報を発するものにあっては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるものであること。

二　火災警報以外の音響を発するものにあっては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

三　スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあっては、次によること。

イ　スイッチを操作した場合において、当該補助警報装置の火災警報を停止すること。この場合において、他の補助警報装置又は住宅用防災警報器（火災を感知した住宅用防災警報器を除く。）の全部又は一部の火災警報を停止できること。

ロ　スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した住宅用防災警報器から再び火災信号を受信した場合又はそれ以外の住宅用防災警報器から火災信号を受信した場合にあっては、停止した状態から速やかに火災警報を発する状態に移行できる機能を有すること。

四　中継装置の機能を設けるものにあっては、次条第一号及び第二号に定めるところによること。

（中継装置の機能）

第６条　中継装置の機能は、次の各号に定めるところによる。

一　火災信号又は防犯関連等信号を受信したとき、確実に、火災信号又は防犯関連等信号を発信すること。

二　防犯関連等信号を受信又は発信するものにあっては、火災信号の受信又は発信に影響を与えないこと。

三　スイッチの操作により住宅用防災警報器又は補助警報装置の火災警報を停止することができるものにあっては、次によること。

イ　スイッチを操作した場合において、補助警報装置又は住宅用防災警報器（火災を感知した住宅用防災警報器を除く。）の全部又は一部の火災警報を停止できること。

ロ　スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、住宅用防災警報器及び補助警報装置の火災警報を発する機能に有害な影響を及ぼさないこと。

（無線設備）

第７条　無線設備を有する補助警報装置及び中継装置にあっては、次によること。

一　無線設備は、無線設備規則　（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号）第４９条の１７に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

二　発信される信号の電界強度の値は、中継装置から３メートル離れた位置において設計値以上であること。
三　電波を受信する機能を有するものにあっては、当該補助警報装置及び中継装置から３メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値が設計値以下であること。
四　無線設備における火災信号の受信及び発信にあっては、次によること。
イ　火災の発生を感知した住宅用防災警報器から発せられた火災信号を直接受信した中継装置の無線設備は、火災信号を受信してからすみやかに発信すること。
ロ　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に火災信号を発信すること。ただし、他の中継装置及び補助警報装置から火災信号を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあっては、この限りでない。
五　火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。
六　他の機器と識別できる信号を発信すること。

（試験）
第８条　補助警報装置及び中継装置は、次の各号に掲げる試験に適合するものでなければならない。
一　電源電圧変動試験　補助警報装置及び中継装置は、電源の電圧が定格電圧の９０パーセント以上１１０パーセント以下の範囲内（住宅用防災警報器、他の補助警報装置若しくは他の中継装置から電力を供給されるもの又は電池を用いるものにあっては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下）で変動した場合、機能に異常を生じないこと。
二　消費電流測定試験　電源に電池を用いる補助警報装置及び中継装置は、定格電圧において消費電流を測定した場合、設計値以下であること。
三　周囲温度試験　補助警報装置及び中継装置は、０度以上４０度以下（１０度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。以下「使用温度範囲」という。）の周囲の温度において機能に異常を生じないこと。
四　腐食試験　耐食性能を有する補助警報装置及び中継装置にあっては、５リットルの試験器の中に濃度４０グラム毎リットルのチオ硫酸ナトリウム水溶液を５００ミリリットル入れ、硫酸を体積比で硫酸１対蒸留水３５の割合に溶かした溶液１５６ミリリットルを１０００ミリリットルの水に溶かした溶液を１日２回１０ミリリットルずつ加えて発生させる亜硫酸ガス中に、通電状態において４日間放置する試験を行つた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度４５度の状態で行うこと。
五　絶縁抵抗試験　補助警報装置及び中継装置の絶縁された端子の間及び充電部と金属製外箱との間の絶縁抵抗は、直流５００ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が５０メガオーム以上であること。
六　絶縁耐力試験　補助警報装置及び中継装置の充電部と金属製外箱との間の絶縁耐力は、５０ヘルツ又は６０ヘルツの正弦波に近い実効電圧５００ボルト（定格電圧が６０ボルトを超え１５０ボルト以下のものにあっては１０００ボルト、定格電圧

が１５０ボルトを超えるものにあっては定格電圧に２を乗じて得た値に１０００ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、１分間これに耐えること。

（試験条件）

第９条　前条第五号及び第六号の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。

一　温度５度以上３５度以下

二　相対湿度４５パーセント以上８５パーセント以下

（表示）

第１０条　補助警報装置及び中継装置には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 補助警報装置にあっては、補助警報装置という文字

二　中継装置にあっては、中継装置という文字

三　型式及び型式番号

四　製造年

五　製造事業者の氏名又は名称

六　取扱方法の概要（取扱説明書その他これに類するものに表示するものを除く。）

七　主電源の定格電圧及び定格電流（電源に電池を用いるものを除く。）

八　耐食性能を有するものにあっては、耐食型という文字

九　公称音圧を有するものにあっては、公称音圧

十　接続可能な補助警報装置、中継装置及び住宅用防災警報器の型式番号

十一　無線設備を有するものにあっては、無線式という文字

十二　電源に電池を用いるものにあっては、電池の種類及び電圧（第３条十四号イただし書のものを除く。）

十三　使用温度範囲（使用温度範囲があるものに限る。）

２　次の各号に掲げる部品には、部品記号及び当該各号に掲げる事項を、その他の部品には部品記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一　端子板　端子記号（電源用の端子にあっては、端子記号、交流又は直流の別、定格電圧及び定格電流）

二　スイッチその他の操作部　「開・閉」その他の操作表示及び使用方法

三　ヒューズホルダ　使用するヒューズの定格電流

附　則

この基準は、平成２６年４月１日より施行する。